

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和8年分)

(単位:円)

業			種		目		B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A（株価）		
大 分 類		番号	内 容	令 7 平	和 年 均	7 年 11 月 分				7 年 12 月 分		
中 分 類												
小 分 類												
専門・技術サービス業			95			7.7	47	266	527	573	578	
専 門 サ ー ビ ス 業			96	法務に関する事務、助言、相談、その他の 法的サービス、財務及び会計に関する監 査、調査、相談のサービス、税務に関する 書類の作成、相談のサービス及び他に分類 されない自由業的、専門的なサービスを提 供するもの（純粋持株会社を除く）		9.6	69	268	792	797	781	
広 告 業			97	依頼人のために広告に係る総合的なサービ スを提供するもの及び広告媒体のスペース 又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依 頼人のために広告を行うもの		5.9	35	211	376	391	398	
技 術 サ ー ビ ス 業			98			9.1	45	337	489	599	613	
土木建築サービス業			99	建設設計、設計監理などの土木・建築に関 する専門的なサービス、基準点測量、地図 を作成するための測量、土木測量、河川測 量、境界測量などの専門的なサービス及び 他に分類されない土木建築サービスを提供 するもの		9.2	46	268	384	422	443	
その他の技術サービ ス業			100	技術サービス業のうち、99に該当するもの 以外のもの		9.0	45	394	578	746	754	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和8年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和7年分のものと異なる業種目などについては、令和7年11月分及び12月分の金額は、令和7年分の評価に適用する令和7年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和7年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和8年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和8年分)

(単位:円)

業 種 目			A（株価）【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】												
大 分 類		番号	令和 8 年 1 月分	2 月分	3 月分	4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10月分	11月分	12月分	
中 分 類															
小 分 類															
専門・技術サービス業			95	612 536	625 536	592 534	581 534	563 534	552 535						
専 門 サ ー ビ ス 業			96	781 875	731 851	673 825	659 806	643 791	653 779						
広 告 業			97	429 361	424 364	402 366	397 367	389 369	379 371						
技 術 サ ー ビ ス 業			98	679 470	757 483	732 494	720 505	694 515	672 525						
土木建築サービス業			99	474 360	555 369	596 381	584 392	590 403	590 414						
その他の技術サービス業			100	849 562	924 578	846 588	833 599	782 609	740 618						